

龍房スポーツ文化クラブ

1 設立趣意書

スポーツや文化活動は、活動を通して多くの人々に成就感を与えてくれるものであり、人間生活の中で必要不可欠なものである。スポーツや文化活動は人々が生きることと密接につながっており、世界中で多くの人々がスポーツや文化活動を楽しんでいる。

私たちは松戸市馬橋地区において「龍房スポーツ文化クラブ」を設立することで中学生年代がスポーツや文化活動を楽しみ、追求できる環境を整え、明日を担う、心身ともに逞しい中学生の育成を、教育機関と連携して援助したいと考える。近年は少子化の影響と、趣味や興味関心の多様化により、多くの競技が行われる反面、競技人口の減少が目立つ種目も増加している。近い将来、競技によっては、各中学校所属の生徒だけでチーム編成をすることが、難しくなることが予想されている。また、中体連等が主催する学校対抗形式による大会やコンクールも実施が難しくなると考えられる。実施できなくなってから何らかの方策を考えるのではなく、今現在から将来を見据えて、中学生が安心してスポーツや、文化活動を行うことができる体制を整備する必要がある。

馬橋地区は江戸時代より宿場町として地域の中心となってきた。明治以降鉄道の開通と共に都市化が進み様々な人々がこの地で生活している。この歴史ある街で、中学生年代の子どもたちの健全育成に寄与できるような活動を目指している。活動の中心としては松戸市立第三中学校の施設を中心に活発な活動を行うことを予定している。将来的には総合型地域スポーツ文化クラブに発展できるようにしていきたいと考えている。

2 「龍房スポーツ文化クラブ」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「龍房スポーツ文化クラブ」(以下「クラブ」と称す。

(所在地)

第2条 本クラブは、事務局を松戸市馬橋2080番地、松戸市立第三中学校内に置く。

(団体)

第3条 本クラブは、松戸市立第三中学校卒業生団体「龍房会」の外郭団体とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本クラブは、松戸市内に在住・在学する中学生が性別を問わずにスポーツや文化活動を、勉強の妨げにならない限りいつでも実践でき、その活動を通して心身ともに逞しい中学生を育成し、地域作りにも貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年間を通してスポーツ・文化活動を行う事業。
- (2) 中学生の交流事業。
- (3) 次の世代に受け継がれる地域のコミュニティ活性化事業。
- (4) その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業。

(報酬)

第6条 本クラブの運営は無償とする。

第3章 会員

(会員)

第7条 入会及び会員資格について

- (1) 原則として、松戸市立第三中学校の部活動に所属している者に入会する資格を与える。
- (2) 本クラブに会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出する。
- (3) 入会の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- (4) 本クラブの会員は、松戸市内に在住・在学する中学生に限る。ただし、本クラブが認めた者はその限りではない。
- (5) 会員資格は、他に貸与及び譲渡することができない。

(会費)

第8条 本クラブの会費は徴収しない。

(傷害保険等の費用)

第9条 会員は各自で傷害保険等に加入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本クラブが、本人が活動を継続できない状況になったと判断したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、運営委員会に諮り、この会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、運営委員会において弁明の機会を与えるものとする。

(1) この規約に違反したとき。

(2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 組織

(組織)

第13条 本クラブに、次の組織を置く。

(1) 運営委員会

(2) 事務局

(3) 指導員会

(4) 体育会及び文化会

(5) 特別委員

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、本クラブの運営及び事業の実施にあたる。

(1) 運営委員会は、会長により指名された運営委員で構成する。

(2) 運営委員会の委員は、事務局及び指導員会のいずれかに属し、会務を執行する。

(3) 運営委員会の会議は、会長の招集により随時開催し、本規約の定めのない事項、及び運営上必要な細則について議決する。

(4) 会議の議決は、出席した委員の過半数を持って決し、賛否同数の場合は会長が決する。

(5) 運営委員会は出席者があることによって成会する。

(事務局)

第15条 クラブの事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な事務局員を置く。

3 事務局の業務は次のとおりとする。

(1) 会員情報の管理。

- (2) クラブ情報の管理。
- (3) 会員及び役員への業務連絡。
- (4) 事務局長及び事務局員の任免は、会長と副会長が協議して行う。

(指導員会)

第16条 クラブのスポーツ活動及び文化活動を円滑に進めるため、指導員を置き、指導員会を組織する。

- 2 指導員の任免は、会長と副会長が協議して行う。
- 3 指導員の中から、会長が主任指導員を指名し、運営委員とする。

(体育会及び文化会)

第17条 本クラブに、体育会及び文化会を置く。

- 2 体育会及び文化会に置く種目等は、運営委員会において決定する。
- 3 各会が使用する施設、設備、用具、備品等は松戸市立第三中学校より借用するものとする。

(特別役員)

第18条 本クラブに、特別役員として顧問、相談役、参与等を若干名置くことができる。

第5章 運営委員

(運営委員の構成)

第19条 本クラブに次の運営委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 主任指導員 若干名
- (5) その他運営委員会が必要と認めた者

(運営委員の業務)

第20条 運営委員の業務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本クラブの会務を統括し、本クラブを代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局を統括し、運営委員会等の相互調整を行う。
- (4) 活動委員は、各会の活動の内容を統括する。
- (5) 顧問、相談役、参与等の特別役員は、会長の諮問に応じる。

(運営委員の選任)

第21条 会長は運営委員会において互選する。

(1) 運営委員は、会長が指名する。

(運営委員の任期)

第22条 運営委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 運営委員に欠員が生じた場合は、会長が代理を立てることができる。

3 代理による運営委員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 運営委員は、任期満了となっても後任者が就任するまでその職務を行う。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第23条 活動中や移動中の事故に関しては、会員の自己責任とする。盗難・傷害等の事故が発生しても本クラブ、及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

附則

・本規約は、平成31年4月1日から施行する。